

令和3年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R3.4.1 ~ R4.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立陽光園
	所在地	美濃市立花1155-5
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R1	2,070
R2	1,971
R3	1,719

3 令和3年度の収支状況

(単位:千円)

収入計	367,187
利用料金	366,203
指定管理料	0
その他	984
支出計	386,968
人件費	284,841
施設管理費	33,564
その他	68,563
差 引	▲ 19,781
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
発生した事件・事故への対応策が長期的に奏功しているか検討すること。	事故やヒヤリハットの提出の都度、朝礼で報告し、職員全体で情報共有を行っています。危機管理部会において、毎月の事故やヒヤリハットの分析を行い、毎月各フロア会議で対策後の検証を行い、職員に周知しています。さらに、朝礼時に誤薬ゼロ宣言を職員全員で唱和し、服薬方法について職員一人ひとりが決められた方法で服薬できているか意識しながら取り組んでいます。
コロナ禍により実施が困難であったことが認められる。	コロナ禍において利用者の楽しみが半減していますがドライブやドライブスルー利用を目的とした外出、オンラインでライブやクリスマス会を企画するなど、非日常的に楽しみの時間を提供しました。また、園内販売は見合わせ、代わりに業者に注文し配達を行ってもらいました。面会も制限のある中、感染予防に十分配慮しながら行ってきました。今後もコロナ禍において、できるだけ皆さんが楽しんでいただける様な企画を考え提供していきたいと考えています。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、障害の重度化に対応したサービス提供に努めている。 ・利用者の権利擁護に関する研修がなされている。 ・利用者は男性より女性が多い。支援内容に応じて同性介助となっているか検討してほしい。
設置目的の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携を図り、利用者の体調管理に努めている。 ・日本の施設は業務優先体制で、その中で真の利用者優先に取り組むには現状で何が出来るか触れていただきたい。生活者として生活すること、利用者の満足が得られるにはなにが出来るか記述いただけると良い。 ・骨折の事案にみられる原因不明を考慮してさらなる支援の充実に努めること。
公共性の確保の状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた体制の整備及び訓練も行っている。 ・施設内のバリアフリー化について建物が古くなっているなか工夫や改善を行っていただきたい。
経営状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・退所者の増加への対応・検討に努めている。 ・業務の効率化になお一層の努力をお願いしたい。
派生的効果	2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても利用者の豊かな生活づくりに努めている。 ・アフターコロナに向けて地域社会との連携強化、ボランティア等の開発に努めてほしい。 ・生活の質は数値では測れないので具体的な事例の記述があると良い。

<評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・高齢化、障害の重度化に対応したサービス提供に努めている。 ・災害時緊急対応策の取り組みが充実している。 ・退所者の増加への対応・検討に努めている。 ・コロナ禍においても利用者の豊かな生活づくりに努めている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する